

設置等の趣旨(本文)

設置の趣旨

目次

	頁
1. 設置の趣旨及び必要性	4
(1) 設置の趣旨及び必要性	4
(2) 教育環境の整備	6
2. 博士後期課程の位置づけ	7
(1) 位置づけ	7
(2) 養成する人材像（修士課程（博士前期課程）及び博士後期課程の目的と教育目標）	7
(3) 3つのポリシー	9
3. 研究科、専攻等の名称及び学位の名称・定員	10
(1) 研究科の名称と専攻の名称	10
(2) 学位の名称及び英語名称	10
(3) 修業年限、入学定員及び収容定員	10
4. 教育課程の編成の考え方及び特色	11
(1) 教育の柱となる専攻分野	11
(2) 授業科目の構成	11
(3) 教育課程の編成方針、概要及び特色	12
5. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件	17
(1) 教育方法	17
(2) 履修指導の方法	18
(3) 研究指導の方法	22
(4) 修了要件	23
6. 基礎となる修士課程（博士前期課程）との関係	27
(1) 看護学研究科修士課程（博士前期課程）の特色	27
(2) 看護学研究科修士課程（博士前期課程）との関係	27
7. 多様なメディアを高度に利用して授業を教室以外の場所で履修させる場合	28
8. 「大学院設置基準」第14条による教育方法の実施	28
9. 入学者選抜の概要	29
(1) 入学者受け入れの基本指針（アドミッション・ポリシー）	29
(2) 募集人員	30
(3) 入学資格	30
(4) 選抜の方法	30
10. 教育研究実施組織等の編成の考え方及び特色	32
(1) 教員組織の編成の考え方	32

(2) 教員組織の特色	3 2
(3) 教員育成体制（看護学研究科ファカルティ・ディベロップメント（FD））	3 3
1 1. 研究の実施についての考え方、体制、取り組み	3 3
(1) 研究指導体制	3 4
(2) URA による研究支援体制	3 4
(3) 倫理審査体制	3 4
1 2. 施設、設備等の整備計画	3 5
(1) 校地、運動場の整備計画	3 5
(2) 校舎等施設の整備計画	3 6
(3) 図書等の資料及び図書館の整備計画	3 6
1 3. 管理運営	3 7
(1) 研究科教授会	3 8
(2) 大学運営会議	3 9
(3) キャンパス協議会	3 9
1 4. 自己点検・評価	4 0
(1) 目的	4 0
(2) 内部質保証推進の実施体制	4 0
(3) 自己点検・評価	4 1
1 5. 認証評価	4 2
1 6. 情報の公表	4 3
1 7. 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等	4 3
(1) 組織的な研修等の実施体制（FD・SD）	4 3
(2) 大学院独自の研修等の実施体制（FD・SD）	4 4

1. 設置の趣旨及び必要性

(1) 設置の趣旨及び必要性

わが国の社会構造の変化に伴い、医療保健福祉分野において大きなパラダイムシフトが起きている。すなわち、癌を含む各種疾病の慢性化による疾病構造の変化により、人々は社会生活を維持しながら疾病の予防と共存を求められている。また、従来の死の構造から、長期にわたる介護の延長線上に死があり、各々の人生観に基づく死の迎え方を選択できるようになることで、医療を受ける場が拡大しつつある。さらに、人工知能やIoT (Internet of Things) といった先端技術が医療保健福祉分野に参入することにより、人々を支援するシステムも変革しつつある。医療保健福祉分野を取りまく社会においては、ここ数年にわたる新型コロナウイルス感染症に端を発し、人々の生活様式は変化しつつある。また、人の多様性を認め合い、お互いを尊重することを大切にできる社会の構築が推進されている。このような大きな変化はあるものの、生を受けて生育し暮らし穏やかに死を迎えるまで、様々なケアは変わらず必要とされる。施設や居宅といった場にかかわらずケアを受ける人々にとって、高度な知識技術を有する看護専門職者の存在は、今後ますます重要となる。

ケアを主要概念とする看護において、看護学を中心とした学際的な知識に立脚した多元的な看護ケアを創生し、実装し、発展させることが求められている。パラダイムシフトにおいて発生するさまざまな課題については、看護学研究で追究された成果を看護ケアに実装化することが求められる。さらに、看護の対象や環境を包括的にとらえ、医療のみならず政治経済学や倫理学などを包含した多元的な看護ケアを創生することが求められる。また、人々の暮らしを支えることを目的とする看護においては、人々が暮らすコミュニティを看護実践の場として、コミュニティの健康や安寧を看護ケアサイエンスとして発展させることが可能である。

専門的で高度な看護ケアの実践者として、専門看護師が平成6 (1994) 年から、認定看護師が平成7 (1995) 年から、さらに特定行為看護師が平成27 (2015) 年から育成されている。令和4 (2022) 年12月現在、専門看護師は14分野3,155人、認定看護師は21分野23,260人、特定行為研修修了者は令和5 (2023) 年3月現在で6,324人が登録している。これらの看護師は、診療報酬の算定要件となり、また、社会における認知度の向上など、大きな成果を上げている。卓越した技術をエビデンス構築へ発展させるためには、実践の中で課題を見出し、解決策を探求し看護の現場で実装させる必要がある。兵庫医科大学 (以下「本学」という。) 看護学研究科博士後期課程は、臨床実践力の高い専門・認定・特定行為看護師のさらなる学びの場を提供することになる。

その一方で、看護系大学における教員不足は大きな課題である。看護専門職者の育成を目的とする看護系大学の開設は増加の一途をたどり、令和5 (2023) 年度の大学数は学士課程

283校、修士課程207校、博士課程112校となった。特に阪神地域(大阪府・兵庫県)では、33校の大学が開設されている。一方、一般社団法人 日本看護系大学協議会(2021年度 事業活動報告書)の報告では、看護教員の未充足が過去6年間にわたり80.8%の大学に存在し、1校あたり1.1人前後の教員数が不足とされている。さらに看護教員の最終取得学位については、博士の学位を有する者は37.3%に過ぎず、設置主体別では国立大学46.8%に対し私立大学32.9%と偏在している(令和3年度『看護系大学に関する実態調査』)。したがって、看護学における学部教育と大学院教育を担当できる博士学位を有する教育・研究者の育成は、時代のニーズに沿った高度な看護実践を探究し変革をけん引できる看護実践者の育成とともに喫緊の課題と言える。特に看護学研究科の位置する京阪神地区においては看護系大学の密集による慢性的な教員不足があり、現場の管理者や教育担当者、専門家の立場で看護実践を研究面からも支えられる博士号保有者の拡充が求められるが、未だその実現には困難な状況がありニーズは非常に高い。

以上のような背景の下、本学の建学の精神である「社会の福祉への奉仕」「人間への深い愛」「人間への幅の広い科学的理解」を礎として、平成19(2007)年度から看護学部学士課程において看護専門職者を育成してきた。看護学部学士課程では、特に多職種連携教育を通して保健医療の領域で中心的な役割を担う人材育成を目指し、卒業生は看護実践者として施設やコミュニティで就業している。また、平成23(2011)年度には看護学研究科修士課程を開設し、看護学の専門的知識と技術に立脚し、先駆的・創造的に高度看護実践できる能力と看護現象を科学的に解明する教育・研究能力を有する人材として、専門看護師を含む看護実践者や教育者を育成してきた。特に、看護学研究科は、本学大学院医療科学研究科(現、リハビリテーション科学研究科)との共通科目の複数配置や、医学部教員が担当する複数科目の履修により、cureとcareの両側面における卓越した看護実践能力の育成を行ってきた。

さらに、臨床実践においては、兵庫医科大学病院と兵庫医科大学ささやま医療センターの診療部や看護部に加え、兵庫医科大学ささやま老人保健施設と兵庫医科大学ささやま居宅サービスセンターとの連携の下、看護学部学士課程と看護学研究科修士課程では、高度先進医療から地域医療で活躍できる看護専門職者の育成を推進してきた。また、本学看護学部教員は、病院看護部の卒後教育プログラム並びに臨床看護研究へのサポートを実践しており、看護専門職者の実践力を向上させるための有機的な連携協力体制が構築されている。

このような教育・研究環境の下で開設される博士後期課程においては、すでに身に付けている看護実践能力に加えて、グローバルかつ学際的な視点を持ち、知識や技術の創造と発展を牽引し、発信力と変革力そして教育力を備えた人材を育成することが可能と思慮する。

(2) 教育環境の整備

学校法人兵庫医科大学（以下「本法人」という。）は、昭和46（1971）年に学校法人兵庫医科大学寄附行為の認可を受け、翌年に「社会の福祉への奉仕」「人間への深い愛」「人間への幅の広い科学的理解」を建学の精神として、医学部単一学部からなる兵庫医科大学を開学し、昭和53（1978）年には大学院医学研究科を設置した（本学西宮キャンパス）。同時期に、阪神地区の基幹病院として兵庫医科大学病院が設立された。現在では、41の標榜診療科と963の病床を持つ県内最大規模の病院として、「診療」だけでなく、今後の治療に役立つ知見を得るための「研究」や、次代を担う医療従事者への「教育」を兼ね備えた大学病院として、医療の進歩に貢献している。

また、平成9（1997）年には、地域医療に貢献すべく兵庫医科大学篠山病院が開設され、その後、平成11（1999）年にささやま老人保健施設を開設し、後に兵庫医科大学ささやま医療センターとして改称（平成22（2010）年）、丹波篠山地域の暮らしに根差した市民のための病院として、安全で質の高い地域医療を提供している（本学ささやまキャンパス）。

平成19（2007）年には、将来的な医療の在り方、これに対する医学部教育の実績を積み重ねてきた本法人の役割・責任を踏まえ、「人間への深い愛と豊かな人間性を持ち、幅広い知識と優れた技術を備え、社会とともに医療を担う医療専門職者を育成する」との教育理念に基づき、薬学部（医療薬学科）、看護学部（看護学科）及びリハビリテーション学部（理学療法学科、作業療法学科）の3学部4学科を擁する兵庫医療大学を開学した。その後、平成23（2011）年に大学院看護学研究科及び医療科学研究科を、平成25（2013）年に大学院薬学研究科を設置した（本学神戸キャンパス）。

兵庫医科大学開学から52年、兵庫医療大学開学から17年が経過し、建学の精神に則り、多くの有為な医療人を社会に輩出するとともに、教育・研究基盤も拡充し、医療系大学として一定の評価を得るまでに成長してきた。令和4（2022）年4月には、「医学部」「薬学部」「看護学部」「リハビリテーション学部」それぞれにおける教育を従来以上に緊密な連携のもと実施するため、兵庫医科大学と兵庫医療大学を統合し、4学部4研究科を有する「兵庫医科大学」を開設した。大学統合により、全学部を通じた手厚い教育環境を維持しながら更なる教育力と研究力の向上を目指している。

本学は医系総合大学を標榜し、チーム医療を実践する医療人の育成に努めてきた。本法人は、「多職種連携教育」に関して「学校法人兵庫医科大学のチーム医療」を定め、その中で「学部の垣根を超え、ボーダレスな教育を行う」、「4学部は連携してチーム医療の推進について研究を行い、情報を発信する」と謳っている。大学教育においては、医療現場において多職種連携の中核を担える質の高い医療人育成を掲げ、兵庫医科大学病院、兵庫医科大学ささやま医療センター等法人内組織との緊密な連携のもと、臨床を重視した教育を実践してきた。17年続く4学部合同のチーム医療演習では、それぞれの専門性を活かした役割のもと多角的な視点で医療課題に取り組み、一定の成果を収めてきている。大学院教育では各研

究科が合同で担当する大学院共通科目を複数配置し、研究科間の連携を図っている。さらに、学術研究支援部門で定期的に関講される研究活動に関する研修やセミナー等大学院生が受講できるシステムが整っている。また、兵庫医科大学病院で先進医療を担う医療職者との連携のもと、質の高い教育の提供を実現している。なお、看護学研究科修士課程では令和5（2023）年度までに87人の入学者と令和5（2023）年度9月までに60人の修了生を輩出している。

今回、これまでの実績を踏まえ、社会の医療課題に変革をもたらすことができる人材の育成を目指し、質の高い充実した大学院教育として、博士後期課程を設置しようとするものである。なお、博士後期課程の設置に併せ修士課程を博士前期課程とし、博士前期課程2年、博士後期課程3年の区分制博士課程として再組織する。

2. 博士後期課程の位置づけ

（1）位置づけ

看護学研究科は、看護学専攻を設け、先駆的・創造的に高度看護実践できる能力と看護ケアを創生・発信できる能力を育成している。看護学を中心とした学際的な知識と高度看護実践能力に立脚し、看護学と医療の進歩・発展に貢献できる看護実践者・研究者・教育者を育成することを目的としている。

本学が設置する看護学研究科博士後期課程は、修士課程（博士前期課程）で身に付ける「看護実践の科学的根拠となる基礎理論及びその応用、看護専門職者としての各種能力」に立脚し、「看護現象を科学的に解明する教育・研究能力をもって看護の場を変革できる人材を育成する」とする柔軟かつ一貫性のある教育を目指している。

（2）養成する人材像（修士課程（博士前期課程）及び博士後期課程の目的と教育目標）

1) 看護学研究科修士課程（博士前期課程）の目的、教育目標、ディプロマ・ポリシー

ア) 目的

看護学基礎研究領域及び看護学課題研究・高度実践領域の2領域を設け、それぞれの看護実践の科学的根拠となる基礎理論及びその応用を体系的に教授する。

人間性豊かな看護専門職者として、先駆的・創造的に高度看護実践できる能力、並びに看護現象を科学的に解明する教育・研究能力を有する人材を育成する。

イ) 教育目標

下記の能力を身に付けた人材の育成を目標とする。

1. 保健・医療・福祉の場で行う看護実践の科学的根拠と理論を修得し、看護実践に応用する能力
2. 人々の尊厳を護り人間性豊かな看護専門職者として、看護学の専門的知識と技術に立脚し、先駆的・創造的に高度看護実践できる能力
3. 看護現象を科学的に解明する看護学の教育・研究能力

ウ) ディプロマ・ポリシー

所定の単位を修得し、下記の能力を獲得し、審査に合格した者に修士(看護学)の学位を授与する。

1. 高度な看護実践能力を生かし、医療・保健・福祉チームにおける連携・協働を促進する中心的な役割を果たすことができる。
2. 国際的な視野に立ち、多様化が進む社会における医療の課題を多角的に捉え、看護の課題に取り組むことができる。
3. 豊かな人間性及び高い倫理観を基盤とした看護の高度な実践能力や研究者としての基礎的能力を有する。

2) 看護学研究科博士後期課程の目的、教育目標、ディプロマ・ポリシー

ア) 目的

看護実践開発科学分野を設け、看護学の専門的知識と技術に立脚し、看護現象を科学的に解明する教育・研究能力をもって看護の場を変革できる人材を育成する。

イ) 教育目標

研究成果を看護ケアに実装化し変革力を有する看護実践者、研究者、教育者として、グローバルかつ学際的な視点から施設やコミュニティにおける看護実践に関する課題を見出し、看護学及び関連領域の諸理論やエビデンスから分析を深め、看護実践の場において看護職者を含む医療専門職者及び看護研究者と連携・協働し、看護ケアを創生・発信できる能力を育成する。

ウ) ディプロマ・ポリシー

所定の単位を修得し、下記の能力を獲得し、審査に合格した者に博士(看護学)の学位を授与する。

1. グローバルかつ学際的な視点から看護実践の場における課題を見出し、看護学の発展に寄与する研究を自律して行う能力を有する。【DP1】
2. 国内外の看護研究者及び看護実践者と連携・協働し、臨床及び諸外国を含むコミュ

- ニティにおける医療の改善と質の向上に資する能力及び態度を有する。【DP2】
3. 看護実践の場において研究を推進し、研究成果を看護ケアに実装化する変革力を有する。【DP3】
 4. 次代を牽引する看護専門職者を指導できる教育力を有する。【DP4】

(3) 3つのポリシー

看護学研究科博士後期課程のディプロマ・ポリシーは前述のとおり。

カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーは以下のとおり。

■カリキュラム・ポリシー

教育課程の編成方針は以下のとおり。

1. 教育課程は、「基礎科目」、「専門科目」、「研究科目」の3つの科目区分により構成する。
2. 「基礎科目」は、グローバルかつ学際的な視点で自律して研究を行う上での基礎及び看護実践の発展を牽引するために必要な基盤を育成する科目を配置する。
3. 「専門科目」は、専門分野における最新の知見や動向、グローバルスタンダードに関する理解を深め、発信力、変革力、教育力を育成する「特講」科目を配置する。
4. 「研究科目」は、専門科目の履修で明確になった課題を研究のプロセスを経て研究論文としてまとめる力を育成する「特別研究」科目を配置する。基礎科目及び専門科目での学修をふまえ、自律的に研究を実施、評価する能力を獲得できるよう構成する。

■アドミッション・ポリシー

求める人材像は以下のとおり。

1. グローバルかつ学際的な視点から看護実践の場における課題を見出し、看護学の発展に寄与する研究に取り組むための基本的な学識と理解力を有している。
2. 国内外の看護研究者及び看護実践家と連携・協働するための学術的コミュニケーション能力を有し、臨床及び諸外国を含むコミュニティにおける医療の改善と質の向上への意欲を有している。
3. 看護実践の場における研究の推進、並びに研究成果を看護ケアに実装する変革への意欲を有している。
4. 次代を牽引する看護専門職者を指導する教育への意欲を有している。

【資料 1】ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、授業科目、アドミッション・ポリシー関係図

3. 研究科、専攻等の名称及び学位の名称・定員

(1) 研究科の名称と専攻の名称

兵庫医科大学大学院看護学研究科 (Hyogo Medical University, Graduate School of Nursing) は、看護学部看護学科 (Faculty of Nursing, Department of Nursing) の上に構築される教育課程である。現在の看護学研究科修士課程 (博士前期課程) (Graduate School of Nursing, Master's Program in Nursing) においては、看護学基礎研究領域として4領域13分野、看護学課題研究・高度実践領域 (CNS) として2分野を設置している。学士課程と臨床実践経験を経た看護専門職者が、看護実践者・教育者・研究者・高度専門看護職者として看護学を探究するために教育の連関を行っている。看護学研究科博士後期課程 (Graduate School of Nursing, Doctoral Program in Nursing) の区分制博士課程として設置し、教育の継続性を図る。

(2) 学位の名称及び英語名称

修士課程 (博士前期課程) の学位 : 修士 (看護学)

英 語 名 称 : Master of Nursing

博士後期課程の学位 : 博士 (看護学)

英 語 名 称 : Doctor of Philosophy in Nursing

(3) 修業年限、入学定員及び収容定員

修士課程 (博士前期課程) : 修業年限2年、入学定員8名 (収容定員16名)

博士後期課程 : 修業年限3年、入学定員2名 (収容定員6名)

【資料 2】兵庫医科大学大学院学則(案)

【資料 3】兵庫医科大学学位規程(案)

4. 教育課程の編成の考え方及び特色

(1) 教育の柱となる専攻分野

看護学研究科博士後期課程は、あらゆるライフステージにある人々の健康と QOL の向上を目指し、医療・保健・福祉及び社会の変動に対応して、生命と人権を尊重し、看護学を中心としたグローバルかつ学際的な知識に立脚し、看護ケアを創造、実装、発展させることができる人材並びに看護の場における実践・管理・教育・研究に携わる人材を育成するために、「看護実践開発科学分野」の1分野を設置する。

「看護実践開発科学分野」は、グローバルかつ学際的な視点から地域医療から高度先進医療における看護実践に関する課題を見出し、看護学及び関連領域の諸理論やエビデンスから分析を深め、理論を生成・検証し、看護ケアを探究する分野であり、看護の実践者・管理者・教育者・研究者として看護ケアを開発すること、既知の研究成果を実装させていくことを重視する分野である。

(2) 授業科目の構成

授業科目は、「基礎科目」「専門科目」「研究科目」で構成する。

基礎科目

- ① 看護科学研究論
- ② 理論看護学
- ③ 看護倫理学
- ④ 看護システム開発学

専門科目

- ① 看護ケア実践開発科学特講
- ② 看護教育学特講
- ③ 政策・管理看護学特講
- ④ 高度実践開発看護学特講
- ⑤ 生活支援開発看護学特講

研究科目

- ① 特別研究Ⅰ
- ② 特別研究Ⅱ
- ③ 特別研究Ⅲ

(3) 教育課程の編成方針、概要及び特色

博士後期課程は、ディプロマ・ポリシーを達成できるよう、修士課程（博士前期課程）における教育を基盤として、教育課程の編成方針を以下のように定める。

1) 体系性に関する方針

教育課程は、「基礎科目」、「専門科目」、「研究科目」の3つの科目区分により構成する。

「基礎科目」は、グローバルかつ学際的な視点で自律して研究を行う上での基盤及び看護実践の発展を牽引するために必要な発信力、変革力、教育力を育成する4科目を配置し、「看護科学研究論」を必修科目、「理論看護学」「看護倫理学」「看護システム開発学」を選択科目とする。

「専門科目」は専門分野の知識を深め、専門領域における発信力、変革力、教育力を育成・強化する科目として、「看護ケア実践開発科学特講」「看護教育学特講」「政策・管理看護学特講」「高度実践開発看護学特講」「生活支援開発看護学特講」の5科目から2科目以上を選択科目として配置する。専門領域及び関心領域における最新の知見や動向に関する理解を深め、看護実践の場に最新の知見を取り入れ実装していくことを目的とする。看護学の発展に係わる諸課題について、調査・検証を通じて学生自身の研究へ発展させるための理論開発及び研究手法を修得する。さらに当該科目は、学生が自身の研究テーマの専門領域をより深く実践的に理解するとともに、広く看護事象や研究テーマの検討を図る目的で、専門領域及び関心領域に特化した内容とする。

「研究科目」は専門科目の履修で明確になった課題を、研究のプロセスを経て学位論文としてまとめる科目である。これらの科目を通して、自律的に研究を実施、評価する能力を獲得する。「特別研究」では、1年次に研究課題を見出し、研究計画書を作成、2年次以降も段階的に研究を遂行できるように研究プロセスに沿った教育を実施するための「特別研究Ⅰ」、「特別研究Ⅱ」、「特別研究Ⅲ」を配置する。

2) 順次性に関する方針

1年次や2年次には「基礎科目」及び「専門科目」を履修する。「専門科目」は、「基礎科目」での学修を基盤に、学生自身の専門領域の専門性を高め、看護の実践者・管理者・教育者・研究者としての能力を修得する科目として、「特講科目」を配置する。「特別研究」は1年次より開講し、「基礎科目」及び「専門科目」での学修をふまえ、段階的に研究のプロセスを学修する。

3) 各科目の授業科目の概要と特色

■「基礎科目」

自律して研究する能力、国内外の看護研究者や看護実践者と研究において連携・協働する力、看護学の構築に資するための力を育成するための「看護科学研究論」(必修：2単位)、臨床や研究への看護理論の活用できる力を養う「理論看護学」(選択：1単位)、生命倫理学・看護倫理学をもとに看護学の実践者・管理者・教育者・研究者に必要な倫理的課題を探究する能力を修得する「看護倫理学」(選択：1単位)、看護実践の質向上のための看護システムを開発・変革・実装するための力を培う「看護システム開発学」(選択：1単位)の4科目を配置し、4単位以上を履修する。

ア)「看護科学研究論」

修士課程(博士前期課程)で修得した研究の基礎的能力をふまえ、システマティックレビューの手法や研究成果として得られたエビデンスを臨床で実装化するためのImplementation research手法、国際共同研究の運営方法、新たな研究手法の開発に向けた能力などのアドバンスな能力を修得する。法人内の学術研究支援部門のURA(University Research Administrator)とも連携し、最新の統計学の知見のほか、研究のプロジェクト化、学内外や産官学との連携・協働、研究成果活用促進のための具体的手法を学び、研究を推進・発展させていくための発信力・変革力について強化する。さらに、教育力育成のため臨床実践看護職者に対する研究指導法についても学修する。

イ)「理論看護学」

既存の看護理論についての知識をふまえ、理論の開発手法(概念分析含む)や研究及び臨床での理論の活用方法について発展的な学修を行う。各看護理論が開発された背景や歴史の変遷、現在の看護を取り巻く国内外の状況や環境、科学や看護哲学に関する理解をふまえ、看護における研究や実践、教育への活用について考察する。

ウ)「看護倫理学」

生命倫理学・看護倫理学をもとに看護学の実践者・管理者・教育者・研究者として必要な倫理的課題を学修し、各研究領域での倫理的課題と研究方法について探究する能力を修得する。看護学を科学的に探究するために求められる倫理的基盤を養い、看護研究を開発し発展させるために取り組むべき国内外の倫理的課題を明確にし、その対処方法を開発する。研究の遂行に必要な研究倫理について考察し、研究計画書の倫理的配慮、同意書など、研究に必要な倫理的課題を明確にした研究計画を策定する。看護学の発展に必要な研究の遂行において、各研究領域における倫理的課題を抽出・

分析し、対応するための能力を修得するとともに、教育・実践・研究における倫理教育について学修する。

エ)「看護システム開発学」

看護実践の質向上、EBN (Evidence-Based Nursing) の実装に寄与する新たな看護システムを開発・変革するための具体的手法について学修する。従来手法にとらわれない、革新的なシステム開発や変革の方略として、ビッグデータやAI、IoTなどのデジタル技術の活用について学修し、看護システムの開発やEBNに根ざした看護実践に活かす手法を修得する。また、効果及び効率的に看護システムを変革していくために、修士課程（博士前期課程）での看護管理論や看護政策論、倫理学の知識及び、国内、国際的な情勢を踏まえ、Society 5.0における看護システムの創造、変革のありようについてグローバルかつ学際的な視点から検討する。

■「専門科目」

博士後期課程では、高度化が進む医療現場や地域社会生活を営む場の視点から、諸課題について、調査・検証を通じて学生自身の研究へと発展させるための知識や技術の創造につなげることを目指す。「基礎科目」の理解を基盤として、本法人が有する様々な医療機関、特に地域医療から高度先進医療を担う現場における対象者とその諸課題に関する知見とその動向、看護ケア開発・革新の可能性について理解を深める。また、学生が志向する専門領域における諸課題に対して、学生自身の研究へと発展させるための理論開発及び研究手法を修得する。加えて、国内外の看護の実践者・管理者・教育者・研究者との連携・協働や研究成果の実装、研究能力を備えた看護実践者、看護管理者及び看護教育者等の人材育成の方法論を含み、博士後期課程としてグローバルかつ学際的发展を志向する科目内容とする。「看護ケア実践開発科学特講」（選択：1単位）「看護教育学特講」（選択：1単位）「政策・管理看護学特講」（選択：1単位）「高度実践開発看護学特講」（選択：1単位）「生活支援開発看護学特講」（選択：1単位）の5科目を配置し、2単位以上を履修する。

ア)「看護ケア実践開発科学特講」

看護技術と看護ケアのエビデンスの開発における課題を探求し、理論的、実践的に探究する。看護学領域と周辺学問領域の諸理論を学修し、国内外の研究についてクリティックを行う。諸理論や国内外の研究並びにディスカッションを通して、看護技術と看護ケアのエビデンスの開発における諸課題を分析し解決するための方略について考察し、さらにエビデンス実装における教育について検討する。

イ)「看護教育学特講」

看護学教育実践における諸理論や主要概念について国内外の実践・研究の動向を検

証し、看護学教育における諸課題を分析し解決するための方略について検討する。看護教育学における国内外の諸理論をもとに、実践現場における諸問題についてその背景や発生に影響を及ぼしている要因を分析し、看護教育学領域における看護研究の課題や方法論的な課題を検討・探求する。看護における高度な実践に着目し明らかにするための研究方法論の開発やモデル・理論構築の方法論について学際的な視点から展望し、批判的思考、創造的思考のもとに探求する。

ウ)「政策・管理看護学特講」

看護管理・政策に関する各自の関心・問題意識を共有し、看護管理・政策に関する各自が関心のある現象について、看護学や様々な学問分野における国内外の文献・書籍の検討を通して理解を深めるとともに、自己の研究テーマを検討する。それらを通して看護サービスの質を保証する組織とシステムのあり方を、個別医療機関の経営管理から地方公共団体や国家レベルの政策過程に至る全体を俯瞰しながら検討し、具体的な変革プランの開発に資する研究を追究する。さらに、政策や管理に関する研究の社会実装に必要な教育力について探求する。

エ)「高度実践開発看護学特講」

高度な医療レベルを必要とする個人と家族を対象に、療養生活の支援に必要な専門的看護援助・患者教育方法などの看護実践や患者教育について、研究論文のレビューを行う。周手術期看護、クリティカルケア、救急看護、がん看護の視点を重視した専門分野における課題をグローバルかつ学際的な視点から明確にし、最新の知見や動向、さらには知識の創出や看護ケアの開発について理解を深め、関心ある研究テーマへと発展させるための理論開発及び研究手法を検討する。その上で、広く国内外の看護実践について吟味し、専門分野での新たな看護実践の概念枠組み及びケアの質の向上に貢献する研究テーマと研究方法を検討し、新たな知見を臨床で実装し、広く共有するための教育について探求する。

オ)「生活支援開発看護学特講」

病院及び在宅で生活・療養するなど、あらゆるライフステージにある人々の健康問題や健康課題を生活者としての視点を中心に多角的、学際的に捉え、国内外の文献を系統的に検索して過不足なく収集し、適切にクリティークすることを通して、知識の創出や看護ケア開発の可能性について検討する。また、トランスレーショナルリサーチの手法を用いて、研究成果を臨床現場に実装化する方法や実装化に求められる教育について探求する。これらのプロセスを通して各自の研究課題を明確にする。

■「研究科目」

研究指導を経て学位論文の作成に向けて取り組む「特別研究Ⅰ」（必修：2単位）「特別研究Ⅱ」（必修：2単位）「特別研究Ⅲ」（必修：4単位）の3科目を配置する。課題抽出並びに研究計画の立案を起点とする一連の研究過程を通じ、自律して研究活動を行い、幅広い視野と深い学識を基盤とした国際的に通用する独創的で卓越した研究力を養うことを目指す。

ア) 「特別研究Ⅰ」

研究課題に関する文献検討、研究課題の焦点化、研究デザインの選定を経て、研究計画を立案し、中間報告会Ⅰで発表する。

特別研究Ⅰは、主指導教員が文献レビューや研究計画書の内容の充実、中間報告会Ⅰにおけるプレゼンテーションや質疑に対する応答の適切さ、研究遂行における倫理的配慮で評価し、中間報告会Ⅰで受けた助言に基づき修正した研究計画書を看護学研究科教授会に提出し審査を受ける。

イ) 「特別研究Ⅱ」

立案した研究計画の倫理審査委員会への申請と研究実施許可を経て、研究計画の修正について中間報告会Ⅱで発表する。また、国内外の学会発表等における研究者間の討議を通して、自己の研究に関する分析・考察を深める。

特別研究Ⅱは、研究データの収集・分析、中間報告会Ⅱにおけるプレゼンテーション、中間報告会Ⅱで得た意見に基づく計画修正、研究遂行における倫理的配慮等を行う。

ウ) 「特別研究Ⅲ」

学位論文に関連する論文を2名以上の査読制度のある欧文の学術誌、あるいは日本学術会議協力学術研究団体の学術誌に1編以上筆頭著者として投稿する。

これら3科目は、通年開講科目として1年次から年次ごとに開講し、主指導教員が継続性・一貫性のある指導を行う。この指導体制により着実かつ丁寧な研究指導が実施され、看護学の体系化に貢献する多様な課題の研究に取り組めるよう構成する。

「基礎科目」「専門科目」「研究科目」の履修を通して、博士後期課程のディプロマ・ポリシーの修得を目指す。

【資料 1】ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、授業科目、アドミッション・ポリシー関係図

5. 教育方法、履修指導、研究指導方法及び修了要件

(1) 教育方法

教育方法は、その内容に応じて講義・演習により、理論や技術、最新の専門的知識等を教授する。授業は、 Semester制により学期を前期、後期に分けて実施する。

看護学研究科博士後期課程への入学者は、社会人が主となることを想定しており、大学院設置基準第14条特例により、昼間のみならず特定時間帯（平日 18時40分から 20時10分）の開講や、土曜日及び夏期・冬期休暇中の集中講義の開講、教員と学生との調整による開講日時の設定など柔軟に対応する。

授業の進行として、「基礎科目」は1年次や2年次の前期に、「専門科目」は1年次、2年次の前期に、「研究科目」は1～3年次に通年科目として配置する。

なお、開講形態と時間割の配慮により、職業等を有していても3年間での修了が可能なように配慮していくが、就業状況などにより3年間での修了が難しい場合は4年間もしくは5年間、最長では6年間の長期履修制度を活用することができる。いずれの場合も、出願前に丁寧な相談・説明を実施し、入学後においても履修指導、相談を細やかに行い、学生が支障なく履修が可能になるよう配慮する。

「基礎科目」「専門科目」「研究科目」のいずれにおいても、学生の主体的、能動的な学びを促進するため、アクティブラーニングに基づく教育方法を軸とする。いずれの科目においても学生は自らの看護実践や関心のあるテーマとの関連づけ授業や研究に取り組み、様々なプレゼンテーション、討議、成果物提出、及びそれらへの教員のフィードバックを受け学修の進捗を振り返り学びの深化を図る。

【表 1 教育科目と単位表】

科目	授業科目	コマ数	単位数	1年次		2年次		3年次	
				前期	後期	前期	後期	前期	後期
基礎科目	看護科学研究論	15	2	○					
	理論看護学	8	1	○		○			
	看護システム開発学	8	1	○		○			
	看護倫理学	8	1	○		○			
専門科目	看護ケア実践開発科学特講	8	1	○		○			
	看護教育学特講	8	1	○		○			
	政策・管理看護学特講	8	1	○		○			
	高度実践開発看護学特講	8	1	○		○			
	生活支援開発看護学特講	8	1	○		○			
研究科目	特別研究Ⅰ	15	2	○	○				
	特別研究Ⅱ	15	2			○	○		
	特別研究Ⅲ	30	4					○	○

【資料 4】兵庫医科大学大学院看護学研究科履修規程(案)

【資料 5】兵庫医科大学大学院長期履修規程(案)

(2) 履修指導の方法

1) 履修ガイダンス

新入生及び在学生に対する履修ガイダンスは、入学時及び2年次、3年次の進級ガイダンスにおいて実施し、教育課程、履修方法、研究指導の進め方等について説明する。また、学生個々への履修指導については、それぞれの主指導教員が行う。

主指導教員は、学生の修了後の進路や課題意識、就業状況など個々の状況に配慮しながら履修ができるよう、具体的な履修方法、標準的な履修モデル、時間割、研究指導の進め方及びスケジュールについて個別に指導・助言する。

学生の履修計画支援のために、シラバスを用いて、授業概要・到達目標・具体的な内容・成績評価基準を明らかにする。

博士後期課程では看護実践開発科学の1分野を設置しており、院生の興味や就学状況に応じてフレキシブルな学びができるよう設定している。

標準的な履修モデル【表 2】は、新たな院内感染の制御方策の探求に関心をもつ教育担当看護師が入学した場合を例とした。1年次の前期には、「看護ケア実践開発科学特講」を履

修し、テーマについての先行研究を検証し理解を深め、研究方法論を学ぶ「看護科学研究論」、研究における倫理について学ぶ「看護倫理学」、及び看護における応用情報学について学び洞察を深める目的で「看護システム開発学」を履修する。これらの科目で得た学びは、「特別研究Ⅰ」で作成する研究計画書の基盤となる。2年次には「特別研究Ⅱ」で研究を続けると同時に、「政策・管理看護学特講」を履修し、結果の解釈や今後の実装に必須となる行政や組織管理上の視点を学ぶ。3年次には論文を投稿し学位審査を受ける。

なお、標準的な履修モデルの履修科目を、長期履修制度を利用し5年間で修得する場合は【表3】の通りとなる。

【表2 標準的な履修モデル】

科目区分	科目の名称	配当年次	単位数	必修・選択	1年次		2年次		3年次		修了に必要な単位数
					前期	後期	前期	後期	前期	後期	
基礎科目	・看護科学研究論	1年次前期	2	必修	○						2単位必修 2単位選択
	・理論看護学	1・2年前期	1	選択							
	・看護システム開発学	1・2年前期	1	選択	○						
	・看護倫理学	1・2年前期	1	選択			○				
専門科目	・看護ケア実践開発科学特講	1・2年前期	1	選択	○						2単位選択
	・看護教育学特講	1・2年前期	1	選択							
	・政策・管理看護学特講	1・2年前期	1	選択			○				
	・高度実践開発看護学特講	1・2年前期	1	選択							
	・生活支援看護開発学特講	1・2年前期	1	選択							
研究科目	・特別研究Ⅰ	1年次通年	2	必修	○						8単位必修
	・特別研究Ⅱ	2年次通年	2	必修			○				
	・特別研究Ⅲ	3年次通年	4	必修					○		
修了要件単位			14単位以上		6単位		4単位		4単位		

【表3 長期履修モデル 5年の場合】

科目区分	科目の名称	配当年次	単位数	必修・選択	1年次		2年次		3年次		4年次		5年次		修了に必要な単位数
					前期	後期									
基礎科目	・看護科学研究論	1年次前期	2	必修	○										2単位必修 2単位選択
	・理論看護学	1・2年前期	1	選択											
	・看護システム開発学	1・2年前期	1	選択			○								
	・看護倫理学	1・2年前期	1	選択	○										
専門科目	・看護ケア実践開発科学特講	1・2年前期	1	選択	○										2単位選択
	・看護教育学特講	1・2年前期	1	選択											
	・政策・管理看護学特講	1・2年前期	1	選択			○								
	・高度実践開発看護学特講	1・2年前期	1	選択											
	・生活支援看護開発学特講	1・2年前期	1	選択											
研究科目	・特別研究Ⅰ	1年次通年	2	必修			○								8単位必修
	・特別研究Ⅱ	2年次通年	2	必修					○						
	・特別研究Ⅲ	3年次通年	4	必修								○			
修了要件単位			14単位以上		8単位		2単位		4単位						

2) 入学から修了までの標準的なスケジュール

入学後3年間の標準的なスケジュールは以下のとおりである。

◆ 1年次

基礎科目、専門科目、特別研究を履修する。

- ①基礎科目は、「看護科学研究論」(必修：2単位)、「理論看護学」(選択：1単位)、「看護システム開発学」(選択：1単位)、「看護倫理学」(選択：1単位)の4科目から4単位以上を履修する。
- ②専門科目は、「看護ケア実践開発看護学特講」(選択：1単位)、「看護教育学特講」(選択：1単位)、「政策・管理看護学特講」(選択：1単位)、「高度実践開発看護学特講」(選択：1単位)、「生活支援開発看護学特講」(選択：1単位)のうち、自身が専攻する特講を含む2科目・2単位以上を選択科目として履修する。
- ③研究科目は、「特別研究Ⅰ」(必修：2単位)を通年で履修する。主指導教員、副指導教員の指導のもと、研究課題に関する国内外の文献検討、先行研究の吟味と評価を行い、研究課題の方向性を検討する。さらに、研究課題の焦点化を行い、研究デザインを選定し、研究計画を立案する。立案した研究計画は、2か月ごとに開催される中間報告会Ⅰのいずれかのタイミングにて発表と討議を行う。これにより、研究課題の新規性及び独自性、研究デザイン及び研究計画の妥当性、実現可能性について、主指導教員、副指導教員以外の教員からの多様性に富む指導を受けることができる。それらをもとに、更に研究計画の精度を高める。中間報告会Ⅰの開催は原則として年6回(例：5月、7月、9月、11月、1月、3月)とする。

年度末に「特別研究Ⅰ」の進捗状況と翌年度計画を記載した研究活動報告書を看護学研究科教授会に提出する。研究活動報告書の作成を通して学修状況のリフレクションを行い、特別研究の遂行に自律し取り組む姿勢を養う。これらの過程を経て、自律的に研究を実施、評価する能力を獲得する。

看護学研究科教授会は、中間報告会Ⅰでの助言を考慮し修正を加えた研究計画書の内容を審議し、「特別研究Ⅰ」の可否を判定する。「特別研究Ⅰ」が不合格者となった場合は、「特別研究Ⅰ」を再履修する。

◆ 2年次

研究科目は、「特別研究Ⅱ」(必修：2単位)を、1年次に引き続き、通年で履修する。主指導教員、副指導教員の指導のもと、倫理委員会の審査を受け承認を得た後、立案した研究計画に沿って研究を実施し、学位論文の作成に取り掛かる。データ収集が完了し初期分析の時期など主指導教員が適切と判断した時点で、中間報告会で発表を行い、主指導教員

以外の看護学研究科教員からの助言・指導を受ける。

年度末に「特別研究Ⅱ」の進捗状況と翌年度計画を記載した研究活動報告書を看護学研究科教授会に提出する。学生は、研究活動報告書の作成を通して、学修状況のリフレクションを行う。

◆ 3年次

3年次の研究科目は、「特別研究Ⅲ」（必修：4単位）を、2年次に引き続き、通年で履修する。研究実施を継続し、主指導教員、副指導教員の指導のもと、学生は、学術雑誌への投稿に係る一連のプロセスを経験する。国内外の学術雑誌で発表を行い、他研究者との討議を通して分析や考察の精度を高める。特別研究Ⅲは、上記に示す国内外の学術雑誌に投稿したことをもって合格とする。投稿準備と査読対応と合わせて、学生は主指導教員、副指導教員の指導のもと、学位論文の作成を進める。学位審査の要件を満たし次第、学位審査申請を行い、審査を受ける。

【表4 入学から修了までの標準的なスケジュール】

年次	月	研究活動
1年	4月	主指導教員の決定 履修ガイダンス 履修計画書の提出
	5月	副指導教員の決定
	5～3月	中間報告会Ⅰ
	年度末	研究活動報告書提出
2年	4～3月	データ収集・分析、中間報告会Ⅱ
	年度末	研究活動報告書提出
3年	4～12月	学位論文に関連する論文の投稿受理 修了要件に必要な単位修得認定 投稿論文の掲載受理の確認 学位論文審査委員会の設置
	1月	学位論文提出 学位論文審査（公聴会）
	2月	最終試験（口頭試問） 学位論文審査結果の審議
	3月	学長による合否決定 学位授与（修了）・学位論文公表

3) 成績評価体制

各科目の成績評価方法及び成績評価基準はシラバスにて学生に明示し、成績評価を厳格に行う。なお、オムニバス科目等複数の教員が担当する科目については、科目責任者が成績評価を統括する。専門科目及び研究科目の成績評価は、主指導教員及び副指導教員が行い、看護学研究科教授会で審議し、学長が決定する。

(3) 研究指導の方法

1) 指導體制

入学後のガイダンスにおいて、学生に対し各専門分野の教育・研究内容及び研究課題に取り組む過程を説明する。なお、主指導教員は1年次4月に、副指導教員は1年次の5月に研究科教授会で決定する。

履修指導、研究指導及び論文指導は、主指導教員、副指導教員が個々の学生に応じて行う。指導に当たっては、学生の経験、志望、能力、適性等を十分に配慮した上で、高度な看護実践者と教育・研究者の育成を目指した指導を行う。特別研究の質向上と円滑な遂行を図るために、中間報告会Ⅰにおいて研究計画を報告させて研究計画書の精選を図り、主指導教員の指導を経て倫理審査を受審し、研究が進められる体制を整える。

主指導教員、副指導教員は、学生の能力、理解度、進行状況等を把握し評価しながら、「特別研究Ⅰ」、「特別研究Ⅱ」及び「特別研究Ⅲ」を通して段階的に学位論文が作成できるよう研究指導を行う。

学位論文の研究課題は主指導教員の指導のもとで決定し、学生は定期的に主指導教員の指導、助言を受けながら看護学の研究課題を追究し、学位論文を完成させる。学位論文の指導は、専門分野の知見と研究業績を有し、当該研究方法に卓越した研究実績を持つ教員を主指導教員とし、主指導教員1名及び副指導教員1名以上の体制で研究指導を行う。教員によるハラスメント予防の見地からも、主指導教員及び副指導教員の2名以上での指導體制とする。

主指導教員は、研究課題・研究方法の決定、データ収集・分析、結果、考察、結論の論述までの全過程を直接指導し、標準修業年限内（長期履修生については、認められた長期履修期間内）に学生が修了できるようにする。主指導教員及び副指導教員は、十分に連携をとり、学生が授業科目の履修と研究を遂行できるよう支援する。

【資料 6】 兵庫医科大学大学院看護学研究科研究指導に関する申し合わせ

2) 論文作成スケジュールとプロセス

学生は、1年次に履修する基礎科目や専門科目において、研究や専門領域に関する知識を修

得するとともに、自身の研究テーマに応じた看護学の特講を2科目履修し、国内外の文献の検討やクリティーク、プレゼンテーション、ディスカッションを通じて、多面的で広い視点から自己の研究課題に関連する概念、理論、エビデンス、及び適した研究方法について探求する。

1年次からの「特別研究Ⅰ」において、研究指導を受けながら、研究計画を立案し、1年次に研究計画書を作成し、中間報告会Ⅰにおいて、研究計画書の報告を行い、看護学研究科内でのディスカッションや看護学研究科教授会の教員による助言や指導を通して、研究計画書を精練する。

最終的な研究計画書を看護学研究科教授会に提出し承認を得る。また、倫理審査申請書類を作成し、看護学研究科による事前倫理審査・指導を受けることとする。その後、兵庫医科大学倫理審査委員会にて審査を受け、承認が得られた後、データ収集へ進むことができる。研究計画書の承認が看護学研究科教授会より得られない場合は、主指導教員が副指導教員との連携のもと、引き続き指導する。

2年次は研究を継続する。研究計画に基づくデータ収集、データ分析等を行い、必要に応じてデータの補完や分析精度を高める。中間報告会Ⅱにおいて研究の進捗状況を報告し、主指導教員を中心に看護学研究科教授会の教員から指導・助言を受ける。

3年次の9月には、学術集会での発表や意見交換、及び中間報告会Ⅱでの指導・助言等を踏まえ、学位論文の作成を進める。そして、4月から10月にかけて学位論文に関連する論文を2名以上の査読制度のある国外の学術誌、あるいは日本学術会議協力学術研究団体等に所属している学協会の学術誌に筆頭著者で投稿し、査読による指摘事項へ対応しながら論文を推敲する。このプロセスを通じて、査読の意義を理解したうえで論文を推敲する等に主体的に取り組めるよう、主指導教員、副指導教員から指導・支援を受ける。そして、文献検討・研究計画、研究実施、研究結果の考察等を踏まえ、定期的な研究指導を受けながら、3年次1月上旬までに学位論文を提出する。

【資料 7】 兵庫医科大学大学院看護学研究科博士後期課程 学位論文審査に関する内規

(4) 修了要件

1) 修了要件単位数

看護学研究科博士後期課程に3年以上在学し、基礎科目の選択科目4単位以上、専門科目のうち自身が専攻する特講2単位以上、研究科目8単位、合計14単位以上の単位修得、並びに学位論文の審査及び最終試験に合格することを修了要件とする。

【表5 博士後期課程における修了要件単位】

科目	授業科目	単位数	必修/選択	修了要件単位
基礎科目	看護科学研究論	2	必修	4単位以上
	理論看護学	1	選択	
	看護システム開発学	1		
	看護倫理学	1		
専門科目	看護ケア実践開発科学特講	1	選択	自身が専攻する 特講を含む 2単位 (2科目)以上
	看護教育学特講	1		
	政策・管理看護学特講	1		
	高度実践開発看護学特講	1		
	生活支援看護開発学特講	1		
研究科目	特別研究Ⅰ	2	必修	8単位 (3科目)
	特別研究Ⅱ	2		
	特別研究Ⅲ	4		
修了要件単位数				14単位以上

2) 学位審査の要件

博士学位の審査を受けようとする者は、次の要件を満たさなければならない。

- ア) 博士後期課程修了に必要な単位を修得していること。
- イ) 学位論文に関連する論文を、2名以上の査読制度のある欧文の学術誌、あるいは日本学術会議協力学術研究団体の学術誌に1編以上筆頭著者として掲載または受理されていること。
- ウ) 副論文は、在学中若しくは学位申請時から遡って5年以内に、2名以上の査読制度のある欧文の学術誌、あるいは日本学術会議協力学術研究団体の学術誌に筆頭著者として受理された1編の論文であること。

なお、修了に必要な所定単位を取得したが、学位申請要件を満たさない場合は、在学期間延長の申請を行うことができ、在学期間延長学生として取り扱うことを学長が決定する。

博士後期課程に2年以上在籍し、下記の要件を満たす学生は早期修了を申請することができる。以下に、早期修了の要件を示す。

- ① 特別研究Ⅲ以外の科目の単位を修得していること（修得見込み含む）。
- ② 研究指導教員が「早期修了推薦書」を提出していること。
- ③ 学位論文に関連する論文、及び副論文がそれぞれ看護学研究科 学位審査の規定で定める要件を満たすこと。
- ④ 提出した論文が大学院学則に基づく学位論文として認められること。

なお、長期履修生は早期修了の申請はできない。

【資料 8】 兵庫医科大学大学院看護学研究科早期修了に関する規程(案)

3) 学位審査の実施

学生の申請にもとづき、学長は研究科教授会にその審査を付託し、研究科長は当該学生が博士後期課程修了要件を満たしているかを確認した後、看護学研究科教授会の下に学位論文審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

- ① 学位規程により看護学研究科教授会は学位論文ごとに看護学研究科教授会構成員 3 名からなる審査委員会を設ける。審査委員会の設置及び審査委員は、学位論文提出 2 か月前の看護学研究科教授会で決定する。審査委員会は、主査 1 名と副査 2 名の計 3 名の審査委員とする。審査委員には、看護学を専門とする「特別研究」担当教員が必ず含まれるものとする。
- ② 看護学研究科教授会は、学生の学位論文の提出を受けて、主査 1 名と副査 2 名を決定し、学生に通知する。審査委員会の主査及び副査については、主査は、研究指導教員とし、主指導教員、副指導教員以外から選出する。副査は、研究指導教員あるいは研究指導補助教員から選出し、主指導教員、副指導教員以外から選出する。
- ③ 審査委員決定後に、主査は速やかに学位論文審査会（以下「公聴会」とする）を開催する。
- ④ 公聴会は、審査の透明性を確保するために、原則学内公開審査とする。公聴会の結果、論文が審査基準を満たしておらず、修正が必要と審査委員により判断された場合は、看護学研究科教授会に報告した後、当該学生に学位論文を差し戻し、修正を求める。
- ⑤ 公聴会后、審査委員による審査結果を看護学研究科教授会に報告し、看護学研究科教授会で提出論文が学位論文の審査基準を満たしていると判断された場合は、最終試験を実施する。最終試験は、審査委員全員による論文内容及び研究領域に関する口頭試問とする。審査委員は最終試験の結果について看護学研究科教授会に報告し、看護学研究科教授会において最終試験の可否と課程修了認定の可否、学位授与の可否を審議する。研究科長は、学位論文の内容、最終試験の結果、学位授与の可否についての意見を添えて学長に報告し、学長はこの報告を受け、学位授与を決定する。

4) 学位論文の審査基準

学位論文の審査基準は以下の通りとし、「履修要項」により公表する。

- ① 看護学分野の博士論文として学術的価値、社会的意義を有している。
- ② 看護学研究として研究成果が、独創性、新規性などの観点で優れている。
- ③ 看護学における高度な専門性と深い学識に裏付けられた議論がなされている。
- ④ 得られた研究データや解析結果を正しく評価し、結論に至るまで一貫性・論理性が保

たれている。

- ⑤ 研究倫理について十分に理解し遵守している。
- ⑥ 研究の限界や今後の発展について明確な展望が述べられている。
- ⑦ 主論文は、2名以上の査読制度のある欧文の学術誌、あるいは日本学術会議協力学術研究団体の学術誌に1編以上筆頭著者として掲載または受理された論文（学位論文に関連するものに限る）であること。
- ⑧ 副論文は、在学中若しくは学位申請時から遡って5年以内に2名以上の査読制度のある欧文学術誌、あるいは日本学術会議協力学術研究団体の学術誌に筆頭著者として掲載または受理された1編の論文であること。

5) 学位の授与

論文審査及び最終試験に合格し、看護学研究科教授会が学位授与を承認した場合、その結果を学長に報告し、学長より博士(看護学)の学位が授与される。

6) 論文要旨等の公表

文部科学省令学位規則第8条に基づき、博士の学位を授与した日から3ヶ月以内に当該博士の学位授与に係る論文内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を本学ホームページ上の機関リポジトリにて公表する。

7) 学位論文の公表

学位論文の公表については、兵庫医科大学機関リポジトリで全文公開する。

なお、インターネット公表ができない内容を含む場合や契約等により不利益が生じる場合等、やむを得ない事由がある場合には、当該箇所を削除し、看護学研究科教授会の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る「論文の全文に代えてその内容を要約したもの」をインターネットの利用により公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

【資料 9】兵庫医科大学大学院看護学研究科学位論文審査基準

6. 基礎となる修士課程（博士前期課程）との関係

（1）看護学研究科修士課程（博士前期課程）の特色

看護専門職者が保健・医療・福祉の場で行う看護実践の科学的根拠となる基礎理論及びその応用について体系的に教授・研究すると共に、地域社会における人々の健康生活の維持増進、疾病の予防と健康の回復及び人生の終末期を生きる人々に役立つ看護援助・支援を高度かつ教育的に実践できる能力を養うという目的を達成するために、コースワークとリサーチワークを組み合わせ編成している。看護実践者・教育者・研究者を志向する「看護学基礎研究領域」と、高度専門看護職者を目指す「看護学課題研究・高度実践領域（CNS）」の2領域を教育課程として位置付けている。

これまでの修士課程（博士前期課程）の入学者は臨床看護実践者や認定看護師で、「看護学基礎研究領域」課程修了後は、修得した教育・研究能力を各々の臨床・教育実践の中で還元している。また、「看護学課題研究・高度実践領域（CNS）」課程修了後は、専門看護師として看護実践の場で役割を果たしている。

（2）看護学研究科修士課程（博士前期課程）との関係

看護学研究科修士課程（博士前期課程）で修得した、看護現象を科学的に解明する教育・研究能力を基盤として、看護学研究科博士後期課程では更にそれらを発展させ、看護学実践の実装、変革、及び看護ケアの創生・発信に資する能力を有した実践者、教育者、研究者の育成を見据えた教育課程としている。修士課程（博士前期課程）を経た看護実践者や教育者・研究者が医療・介護施設やコミュニティにおける看護・教育実践の中で感じている課題について、変革すべき課題として明確化させ、研究成果を実装化し解決策を採求する能力を育成することを目指す。なお、本学以外の修士課程（博士前期課程）を経た者で、看護学研究科博士後期課程の履修を行うにあたり必要であると判断した場合は、看護学研究科修士課程（博士前期課程）の科目を聴講することができることとする。

【資料 10】兵庫医科大学修士課程（博士前期課程）科目と博士後期課程科目の連関図

7. 多様なメディアを高度に利用して授業を教室以外の

場所で履修させる場合

看護学研究科博士後期課程の教育においては、資料並びに動画配信等を用いた多様なメディアを高度に利用した履修を支援することとしている。本学においては、令和元（2019）年の新型コロナウイルス感染症拡大期間前より LMS（Learning Management System）の一つである Moodle を活用し、学部並びに修士課程（博士前期課程）の教育を展開してきている。オンラインを活用することで国内外の研究者との教育研究における連携も容易にできるようになった。これらを踏まえ、履修する学生の就学状況を鑑み、必要に応じて多様なメディアを高度に利用することで、①同時双方向型授業、②オンデマンド型（非同時双方向）授業の両方に対応する。どちらの形態においても、設問解答や添削指導に加え、質問の機会や学生同士の意見交換の機会を設けるなど、講義室等で行う通常の講義と同等な指導を行う。評価と単位認定、及び修了要件などとの関連では、対面講義との割合が影響しないこととする。

8. 「大学院設置基準」第14条による教育方法の実施

看護学研究科博士後期課程においては、大学院設置基準第14条に基づき、夜間または土日に教育（第14条特例を適用した教育）を行うことにしている。この第14条特例を必要とする理由としては、看護学研究科博士後期課程の教育目的が看護実践の場において看護ケアを創生・発信できる能力を有する人材の育成としていることから、学生の多くが臨床現場に看護専門職者として勤務しながらの在籍になることが多いと想定している。そのため、勤務との両立を考慮し、大学院での教育提供においては、夜間や土日を中心とする必要がある。

第14条特例を適用した場合においても、修業年限は変更することなく3年、在学年限は6年とする。学生の計画的な履修のため、入学試験前の事前相談時には教育課程について説明を行うとともに、入学後のオリエンテーション時に時間割をもとに学生のニーズに沿って履修が進行できるよう指導を行う。「基礎科目」、「専門科目」の選択は各自の研究において必要となる、あるいは関連が深い内容を含む科目の選択を指導するとともに、履修可能な年次、開講時期及び日程を確認する。

研究指導においては、学生の勤務の都合に配慮した日程を設定する。個々の学生のニーズに応じて、主指導教員・副指導教員を決定し、綿密な研究指導を行う。主指導教員と履修・

研究計画を検討し、副指導教員を含めて在学期間を通じた研究指導の体制とする。「特別研究Ⅰ」「特別研究Ⅱ」の中間報告会では、主指導教員・副指導教員以外の教員からも指導を受ける機会を設ける。

基礎科目、専門科目については、原則として開講日を土日に設定し、各年度の初めに予め時間割として学生に提供することで受講可能にする。土日に授業を開講する科目による教員の負担増については、教員毎の出勤簿管理にて振替休日を取得するなど、勤務時間の調整等を行う。また、最新的话题を提供するという観点から、複数の教員による授業を行い、個々の教員の負担を軽減するようにする。

図書館並びに情報処理施設等については、リモートアクセス可能な環境を整備しており、夜間や土日であっても学外からオンラインで利用可能としている。図書館及び情報処理施設等の利用については、入学後にオリエンテーションを実施し学生に説明を行う。

第14条特例の適用による教員負担の増加対応として、一定の教員への負担の偏りを避けるため、学部、大学院修士課程（博士前期課程）及び博士後期課程で担当する科目と時間数を考慮し、適正な負担配分を検討・実施することとする。

9. 入学者選抜の概要

(1) 入学者受け入れの基本指針（アドミッション・ポリシー）

看護学研究科博士後期課程は、修士課程（博士前期課程）における教育を基盤として、グローバルかつ学際的な視点から看護実践の場における課題を見出し、看護学及び関連領域の諸理論やエビデンスから分析を深め、看護実践の場において他職種や看護研究者との連携・協働により研究を推進し、その研究成果を看護ケアに実装化する変革力を有する看護実践家、研究者、教育者を育成することを目指している。そのために、次のような人材を求める。

1. グローバルかつ学際的な視点から看護実践の場における課題を見出し、看護学の発展に寄与する研究に取り組むための基本的な学識と理解力を有している【AP1】
2. 国内外の看護研究者及び看護実践家と連携・協働するための学術的コミュニケーション能力を有し、臨床及び諸外国を含むコミュニティにおける医療の改善と質の向上への意欲を有している【AP2】
3. 看護実践の場における研究の推進、並びに研究成果を看護ケアに実装する変革への意欲を有している【AP3】
4. 次代を牽引する看護専門職者を指導する教育への意欲を有している【AP4】

(2) 募集人員

看護学研究科博士後期課程の募集人員は2名とする。

(3) 入学資格

入学資格は、次のいずれかに該当する者とする。

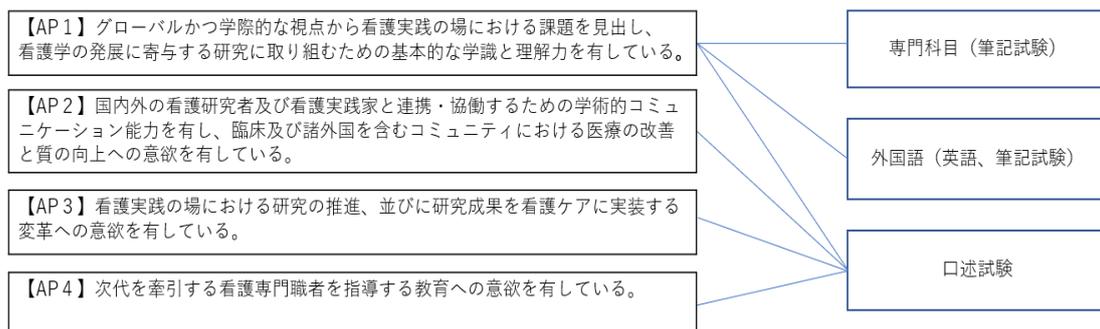
- 1 修士の学位又は専門職学位を有する者
- 2 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- 3 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- 4 我が国において、外国の大学院相当として指定した外国の学校の課程（文部科学大臣指定外国大学（大学院相当）日本校）を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- 5 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- 6 文部科学大臣の指定した者
- 7 研究科において、個別の入学資格審査により、第1号に定める者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達した者

(4) 選抜の方法

出願前に受験を検討する者が志望する指導教員と入学後の研究テーマ、研究計画、出願資格の有無等について相談を行う事前相談の機会を設ける。

下記①～③からなる入学選抜試験をもって、アドミッション・ポリシーを満たす人材を選考する。

- ① 専門科目（筆記試験）
- ② 外国語（英語、筆記試験）
- ③ 口述試験



看護学研究科博士後期課程のアドミッション・ポリシー【AP1】の「グローバルかつ学際的な視点から看護実践の場における課題を見出し、看護学の発展に寄与する研究に取り組むための基本的な学識と理解力を有している」を図るため、専門科目、外国語の筆記試験及び口述試験を行う。また、アドミッション・ポリシー【AP2】の「国内外の看護研究者及び看護実践家と連携・協働するための学術的コミュニケーション能力を有し、臨床及び諸外国を含むコミュニティにおける医療改善と質の向上への意欲を有している」、

【AP3】「看護実践の場における研究の推進、並びに研究成果を看護ケアに実装する変革への意欲を有している」、【AP4】「次代を牽引する看護専門職者を指導する教育への意欲を有している」を図るため、口述試験を行う。これらの試験はそれぞれルーブリックに基づき採点する。選考はすべての結果を多角的・総合的に評価して合否を決定する。筆記試験は専門科目、外国語ともに2名以上の看護学研究科教員が作問及び評価を担当する。口述試験は志願者が志望する指導教員及びその他2名の教員の3名で実施し評価する。看護学研究科教授会で筆記試験と口述試験の結果を総合的に判断し合否を判定する。

入学選抜試験は毎年9月（Ⅰ期）に実施し、募集人員の状況により1月（Ⅱ期）を実施する。看護学研究科教授会は、入学者選抜に関する学生募集、出願資格審査、入学選抜試験、合否判定における企画と運営を行い、学長が入学を許可する。

1) 出願前の事前確認事項

入学希望者へは、大学ホームページ及び入学案内パンフレットにおいて看護学研究科を紹介し、各専門分野と教員の研究活動を開示する。オープンキャンパスでは受験希望者が相談できる場を設け、個々の志望に対応できる機会を設ける。また、募集要項には、受験前に必ず指導を希望する教員の事前相談を受けるように明記し、受験生の希望に沿う領域と専門分野が選択できるよう、事前相談に対応した教員が相談に乗る。

10. 教育研究実施組織等の編成の考え方及び特色

(1) 教員組織の編成の考え方

看護学研究科博士後期課程の教員組織は、教授16名、准教授6名、講師2名の計24名の専任教員で編成する。専任教員の完成年度の年齢構成は、40歳～49歳が2名、50歳～59歳が9名、60歳～64歳が7名、65歳～69歳が6名となっている。本学の職員の定年に関する規程第2条で65歳と規定されており、教授4名が就任時に65歳を超えることになるが、完成年度までの雇用は確保されている。また、教授2名が完成年度末に、職員の定年に関する規程で定める退職年齢である65歳となる。完成年度後に退職となる教員の後任については、学内昇任並びに学外公募により適任者を補充することで、教員組織の編成を維持する。具体的には、中堅・若手の教員の博士学位取得と大学院での教育業績並びに研究業績の向上を促進し、学内昇任を計画的に進め、完成年度後も継続的な教育・研究活動ができるよう計画的な人事を実施する。なお、開設時に他大学から採用する教員に関しては現雇用先からの了解をとっており、着任に向けて該当者と密に連絡をとっている。

【資料 11】 職員の定年に関する規程

(2) 教員組織の特色

看護学研究科博士後期課程の専任教員は、全員が本学看護学部並びに看護学研究科修士課程（博士前期課程）を兼務するため、学士課程・修士課程（博士前期課程）・博士後期課程に渡る看護学教育を俯瞰できる環境にある。また、各教員の専門分野に基づく看護実践や研究実践の場として、兵庫医科大学病院をはじめとするフィールドを国内外に有しており、グローバルかつ学際的な教育力と研究力を有している。国外ではオーストラリアのアデレード大学、フィンランドのトゥルク応用科学大学、モロッコのハッサン1世大学などと連携し、看護学研究科及び看護学部の教育・研究に活かしている。

なお、博士後期課程を担当する教員に関しては、看護学研究科長は修士課程（博士前期課程）、学士課程、及びその他の大学運営に係る業務が教育・研究指導に支障をきたさないよう配慮・調整する。大学院の授業は平日夜間及び週末に実施するため、看護学部の担当授業科目を含め担当時間数を配慮する。また夜間の授業を担当する場合は、翌日午前中の勤務時間を調整する等、大学院教育に関わる教員の負担軽減を図る。加えて、学部から博士後期課程までの担当授業時間数を計算し、常に教員の負担に注意し、学部と兼任する教員に対する時間割等の配慮、授業や研究指導以外の委員会業務や事務業務の免除や軽減等を行い、学部

及び大学院の円滑な運営に努める。

(3) 教員育成体制（看護学研究科ファカルティ・ディベロップメント（FD））

博士後期課程の教育目標及びディプロマ・ポリシーを踏まえ、博士後期課程担当教員のFDとして、グローバルかつ学際的な視点での看護研究や臨床実践に関する能力、国内外の研究者や臨床家との協力・連携の構築、及び研究成果を看護ケアに実装化し変革につなげていく能力の向上を目指し、博士後期課程担当教員を対象とした国内外の講師による講演会や学内教員の教育・研究経験を活用した学習会を年に1～2回企画する。

これらのFDは博士後期課程の学生も対象とする。また、教員が臨床の看護職を対象に行っている研究支援活動など学外における社会での教育研究活動の実践についても学ぶ機会をつくり、博士後期課程修了後に自らが有する学識を様々な場で教授するために必要な能力を培うプレFDとしての機会とする。既に存在するティーチング・アシスタント（TA）制度を活用し、基礎教育や大学院教育における実践的な教育経験の機会を提供する。

【資料 1 2】兵庫医科大学ティーチング・アシスタントに関する規程

1 1. 研究の実施についての考え方、体制、取り組み

博士後期課程では「看護実践開発科学分野」を設置し、グローバルかつ学際的な視点に立ち、地域医療から高度先進医療における看護実践に関する課題を見出し、看護学及び関連領域の諸理論やエビデンスから分析を深め、看護学実践の発展を支える知見を生成するとともに、実践の場における研究・実装を推進できる人材を育成する。

「看護実践開発科学分野」は様々な場や対象における看護上のニーズにも対応できるよう、幅広い内容を履修しながら研究を進められるようにしている。基礎科目の「看護科学研究論」「理論看護学」「看護倫理学」「看護システム開発学」ではEBN（Evidence Based Nursing）に寄与する新たな看護システムを開発・変革するための具体的手法について探求する。専門科目の特講は2科目履修を選択必修とし、院生の興味関心、研究テーマに応じ2科目を特講科目から選択し履修することで、多面的な視点を学び研究構想に活かしていくことを期待する。

(1) 研究指導体制

学生の興味関心に応じ様々なテーマの研究指導に対応できる研究指導体制を構築している。主指導教員、副指導教員による指導体制に加え、研究方法に応じて、データ解析や解釈に長けた教員が適宜指導に参加することも可能とし、研究指導の充実を図る。また、海外ジャーナルへの投稿や国際学会での発表といった国際的な発信力の修得においては、そうした経験のある教員が領域を超えて議論や指導に参加し支援する。

(2) URA による研究支援体制

本学の URA は、研究プロジェクトの企画・立案から立上げ・実行・進捗管理まですべてを担い、学内外のさまざまな部署を繋ぐパイプ役となっており、現在、2名の URA が本学大学事務部所属で以下のミッションに基づき活動している。

ミッション1は、兵庫医科大学のブランド力向上を目指した施策の立案、活動内容は、Hyogo Innovative Challenge 事業の推進と兵庫医科大学を中核とした企業との研究拠点形成である。

ミッション2は、兵庫医科大学の研究の促進・発展、活動内容は、研究シーズの発掘とプロジェクト化、研究の企画・マネジメント、学内外の連携・調整、研究資金の獲得、産官学の連携推進、研究成果活用促進の6項目としている。

ミッション3は、大学における課題抽出と対応、活動内容は、契約及び知財戦略における課題抽出と改善提案などである。

また、法人内の研究支援として、URA は、学校法人兵庫医科大学内の各組織（兵庫医科大学、兵庫医科大学病院、ささやま医療センター）で行っている研究を支援している。

博士後期課程の研究支援においても、修士課程（博士前期課程）での研究支援と同様に、URA による研究サポートを提供することとしており、円滑な研究活動が実施できる支援体制を有している。

<https://www.hyo-med.ac.jp/research/support/ura/>

(3) 倫理審査体制

本学は人を対象とする医学系研究が、ヘルシンキ宣言の趣旨及び「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」（令和3年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号）の定めによって科学的かつ倫理的配慮のもとに行われることを目的として、兵庫医科大学倫理審査委員会を設置している。倫理審査委員会の構成員は、臨床医学系の教員6名、基礎医学系の教員3名、薬学部、看護学部又はリハビリテーション学部の教員1名、倫理学・

法律学の専門家等、人文・社会科学の有識者2名以上、一般の立場から意見を述べることのできる者2名以上、その他委員長が必要と認められた者若干名で構成している。

博士後期課程の学生の研究においても、修士課程（博士前期課程）と同様に、主指導教員の指導により学生が研究計画書を作成した後、主指導教員が研究責任者となり倫理審査を受けるものとする。倫理審査手順に従い、倫理審査申請書等の必要な書類を倫理審査委員会に提出し審査・承認を受ける。研究計画書が承認されなかった場合は、倫理審査において指摘された事項について、主指導教員が学生に研究計画の修正を行うよう指導し、再審査を受け承認を得るようにする。なお、倫理審査委員会は定例開催で毎月1回、原則第1火曜に開催している。

【資料 13】 学校法人兵庫医科大学 研究倫理規程

【資料 14】 兵庫医科大学倫理審査委員会規程

【資料 15】 兵庫医科大学 倫理審査手順等要領

12. 施設、設備等の整備計画

(1) 校地、運動場の整備計画

薬学部、看護学部、リハビリテーション学部並びに大学院 薬学研究科、看護学研究科、リハビリテーション科学研究科を設置している神戸キャンパスは、神戸市中央区港島（ポートアイランド）に位置している。神戸キャンパス全体の校地等の総面積は49,138㎡である。神戸の中心地からのアクセスが良好なポートアイランドには、本学以外にも複数の大学があり、研究・教育活動等で連携する文教ゾーンである。

また、本法人本部、医学部及び兵庫医科大学病院のある西宮キャンパスからは、車で約30分、公共交通機関で約40分の距離にあり、教育、研究、課外活動等あらゆる面での協力体制、相互交流が充実している。

附属施設（薬用植物園）を除く敷地面積は、収容定員上の換算で学生1人当たり約30㎡と大学設置基準に定められた10㎡の約3倍の面積を有しており、屋外の芝生広場等、敷地内における学生の憩うスペースも十分確保されている。

また、レストラン、M棟（Mt.Wing）、G棟（Garden.Wing）、ラウンジの開放により、屋内における学生の居留スペースにも十分な配慮を行っている。運動スペースについては、体育館（G棟アリーナ）があり、体育の授業やクラブ・サークル活動として利用している。また、敷地内にミニグランド、テニスコートなどを備えている。

(2) 校舎等施設の整備計画

神戸キャンパスは、主たる校舎として4棟の建物を有し、その大部分を校舎等のスペースに充当している。

P棟 (Port. Wing) には、事務室、レストラン・売店・書店等の厚生施設、オクタホール (講堂)、図書館、ラーニングスクエア、グループ学習室等を配置している。M棟には、講義室、各種実習室、教員研究室、臨床薬学研修センター、カンファレンスルーム等教育施設を配置している。G棟には、動物実験センター、R I 実験センター等の特殊実験室、先端医薬研究センター、共同機器室、薬学部研究室、リハビリテーションラボ等を配置している。G棟アリーナには、アリーナ、多目的ホール、スタジオ、アトリエ工作室等を配置している。

施設配置の考え方は、医療関係3学部を併設する教育・研究上の強みを活かし、ボーダレスな教育を志向することにもない、学部固有のスペースを極力排し、学生、教員とも学部間の交流が容易に図り得る施設整備を行っている。

いずれの学部も講義に加えて演習・実習による講義形態の科目の比重が大きく、講義室とともにこれら演習・実習に対応した各種実習室を整備している。学部横断的な学科目も多数配していることもあり講義室は3学部の共同利用とし、また、学部間で跨る教育研究の促進のための共同機器室・実験室の設置など、効率性を考慮した施設整備を行っている。

また、各棟には、学生・教職員が憩い、コミュニケーションを図る場としてのラウンジスペースを随所に確保し、特にM棟及びG棟4階の教員研究室周辺には、学生指導、教員間のコミュニケーションの確保のためのスペースを十分に確保し、開かれた環境を重視している。

看護学研究科博士後期課程の大学院生研究室 (自習室) を整備し、大学院生用の机、椅子、書庫、ロッカーを設置する。共有のパソコン、プリンターを設置し、学内での学修・研究活動に支障が出ないように配慮する。また、M棟1階に設置されている情報処理演習室1・2やキャンパス内の無線LANも利用可能であり、自習環境としての広さや収容人数等教育研究環境は十分に整うことになる。

講義室については大学院専用の講義室や学部共用の講義室を使用し、学びに必要な備品等を整備している。

【資料 16】 大学院学生研究室等整備状況

(3) 図書等の資料及び図書館の整備計画

本学の図書館は、西宮キャンパス図書館と神戸キャンパス図書館とで構成されている。

神戸キャンパス図書館はP棟3階に位置し、面積は2,795.24㎡、閲覧席は408席（学生収容定員数1,664名に対し24.5%）を有しており、学生・教員の教育研究の場として十分な座席数を確保している。館内には、グループ学習室18室、ラーニングコモンズとして「ラーニングスクエア」も設置しており、アクティブラーニングなど多様化する「学び」を支える場を提供している。収容可能冊数は約88,000冊で、和書約38,000冊、外国書約6,000冊、学術雑誌約480種（電子ジャーナル除く）、視聴覚資料約1,700点を所蔵している。教育研究・自学自修に必要な最新図書の収集は、シラバス掲載の教科書・参考書の購入及び図書館委員会を中核とした選書により行われ、各学部の専門分野及び必要性を考慮して整備している。

電子リソース（電子ジャーナル・データベース・電子書籍）については、SSL-VPNを利用して学外からのアクセスも可能としている。さらに、医中誌Web、SciFinder等のデータベースの検索結果から、電子ジャーナルや電子ブック・OPAC・CiNii Research等、利用者が求める最適な資料について購読状況などの状況判断をしながらナビゲーションするリンクナビゲーションシステム「ExLibris SFX」も導入しており、学生・教員の利便性を高めている。

また、国立情報学研究所目録所在情報サービス「NACSIS-CAT/ILL」に参加しており、「NACSIS-CAT」により形成されている総合目録データベースのデータを利用することで、本学の蔵書目録データベースを構築し、蔵書検索を可能にしている。さらに、「NACSIS-ILL」により、全国のILLサービス参加大学機関図書館間での相互貸借サービス（文献複写・現物貸借）を可能としている。

他大学の図書館等との協力については、日本図書館協会、私立大学図書館協会、日本医学図書館協会、日本看護図書館協会、大学図書館コンソーシアム連合（JUSTICE）、オープンアクセスリポジトリ推進協会（JPCOAR）に加盟し、情報交換や実務研修、相互利用等で連携を図っている。

【資料 17】 図書目録（看護分野）

13. 管理運営

兵庫医科大学の教学面の管理運営は、大学の代表で包括的責任者である学長の下に、学長が必要に応じて置く職務毎の副学長（5名以内）及び各学部の学部長（大学院研究科長を兼務）を置く体制としている。

学長が教育研究事項に係る決定を行うに当たり意見を聴く目的で学部教授会及び研究科教授会並びに大学運営会議を置き、大学の意思決定がより効果的に行えるガバナンス体制

としている。

大学運営会議は、大学全体の重要事項を審議するとともに学部間・研究科間の調整等の役割を果たす。学部教授会や研究科教授会の運営等については、学部教授会規程・研究科教授会規程で規定された学長との事前協議を通して学長と学部長・研究科長の意見調整が図られる。また、学部教授会や研究科教授会での意見は、大学運営会議にて学長に伝えられる。

大学院の管理運営については、研究科長が研究科教授会の議長となり、大学院の教育・研究・入試等に関する審議を行っている。また、キャンパス内で調整や意思疎通が必要な事項に関する協議体制として神戸キャンパス協議会を設置し、大学院の共通事項等についても協議・調整している。

(1) 研究科教授会

大学院学則第11条第1項に基づき各研究科に設置する研究科教授会は、次の者をもって構成し、研究科長が議長となり、原則として月1回定例開催するほか、必要があるときは随時開くことができる。

(構成員)

- ・医学研究科教授会：医学研究科長及び専任の教授
- ・薬学、看護学及びリハビリテーション科学研究科教授会：各研究科長並びに研究指導教員又は研究指導補助教員である専任の教授、准教授及び講師

研究科教授会は同条第3項に基づき、次の事項を審議し、学長が当該事項を決定するに当たり意見を述べることができる。

(審議事項)

- 1 学生の入学、進級、卒業及び課程の修了に関する事項
- 2 学位の授与に関する事項
- 3 学生の身分に関する事項
- 4 教育課程に関する事項
- 5 教員の人事に関する事項
- 6 研究に関する事項
- 7 教育研究に関する規程の制定、改廃に関する事項
- 8 学位論文に関する事項
- 9 研究科の運営に関する重要な事項
- 10 その他学長が研究科教授会の意見を聴くことが必要と定めた事項

研究科教授会は同条第4項に基づき、その他、学長及び研究科長の求めに応じ、教育研究

に関する事項について審議し意見を述べることができる。

【資料 2】兵庫医科大学大学院学則(案)

【資料 18】兵庫医科大学研究科教授会規程

(2) 大学運営会議

大学の重要事項を審議する会議体として大学運営会議を置き、学長、副学長及び学部長をもって構成する。役割は兵庫医科大学運営会議規程第2条に規定する事項を審議し、学長が当該事項の決定を行うに当たり意見を述べることとする。

同会議は学長が議長となり、原則として月1回定例開催するほか、臨時に開催が必要な場合は、学長が召集することができる。

(審議事項)

- 1 将来計画に関する事項
- 2 教育研究活動に係る基本方針及び計画に関する事項
- 3 入試に関する基本方針に関する事項
- 4 学則その他重要な規程等の制定及び改廃に関する事項
- 5 教育研究予算に関する事項
- 6 内部質保証に関する事項
- 7 教員その他重要な人事に関する事項
- 8 学部間、研究科間の調整に関する事項
- 9 その他学長が必要と認める重要事項

(3) キャンパス協議会

本学西宮キャンパス及び神戸キャンパスにおける教育、研究、診療、及び管理運営に関する事項について、学部・研究科間の調整・連絡及び意見交換等を行うために、西宮キャンパス協議会及び神戸キャンパス協議会を置く。

同協議会は各キャンパスの統括副学長が議長となり、原則として月1回定例開催するほか、臨時に開催が必要な場合は、議長が召集する。

【資料 19】兵庫医科大学大学運営会議規程

【資料 20】兵庫医科大学キャンパス協議会内規

14. 自己点検・評価

(1) 目的

兵庫医科大学学則第3条第1項に、本学はその教育研究水準の向上を図り、大学の目的を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表すると規定し、大学院学則第4条にも同様に規定している。また、学則第3条第2項には、本学の教育研究等の総合的な状況について、学校教育法施行令に規定する期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けることとし、その結果を公表すると規定している。

(2) 内部質保証推進の実施体制

① 全学の内部質保証の統括責任者を学長とし、内部質保証に責任を負う組織として、『兵庫医科大学内部質保証会議』（以下「内部質保証会議」という。）を設置している。

内部質保証会議の役割・機能は以下の通りである。

- (1) 全学の自己点検・評価体制の企画・立案・調整及び実施、学部・研究科その他組織（以下「学部等」という。）の自己点検・評価の統括について、全学的な観点から質保証に関する検討を行い、恒常的・継続的に質の保証及び向上に取り組む。
- (2) 学部等に対して、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）及び入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）の3つのポリシーに基づき展開する教育活動について、PDCA サイクルに基づく評価結果を全学的な観点から審議を行い、必要に応じて改善に向けた指示、支援の役割を担う。
- (3) 教学マネジメント体制による PDCA サイクルの機能や内部質保証システムの妥当性及び有効性を検証するために、認証評価機関が定める評価基準・項目及び本学の年度目標や重点課題・実施項目に基づいて、恒常的かつ継続的に全学的観点による自己点検・評価を行う。

② 学部等の内部質保証の責任者は学部長・研究科長及びその他組織の長とし、学部・研究科においては『自己点検・評価委員会』を設置し、当該委員会が建学の精神、目的、3つのポリシー、その他方針等に照らし、IR の分析結果等の客観的エビデンスに基づく自己点検・評価を定期的実施し、その結果を内部質保証会議に報告している。内部質保証会議で審議した評価結果・改善指示は学部等にフィードバックされ、今後の取組、計画等に反映させることで質の向上を図る仕組みとなっている。

③ 社会に対する説明責任を果たすため、第三者である学外の有識者で構成する内部質保証評価会議『兵庫医科大学内部質保証評価会議』（以下「内部質保証評価会議」という。）を設置している。内部質保証評価会議は、内部質保証会議の情報や社会環境の変化、社会や政等からの要請を踏まえ、大学の教育研究活動及び大学運営等に関して評価を行い、自己点検・評価結果の客観性及び妥当性を高めることを目的としている。

（3）自己点検・評価

・実施体制、点検・評価内容

看護学研究科における自己点検・評価は看護学研究科自己点検評価委員会において実施する。看護学研究科自己点検評価委員会は原則として教授で構成され、年次で点検・評価する。

看護学研究科の自己点検・評価内容として、以下にあげる。

1. 教員

- 1) 教員数 課程別に設置基準に定める数以上を満たしているかどうか
- 2) 年齢構成 課程別に年齢構成に大きな偏りがないか
- 3) 活動実績 看護学専攻全専任教員の主な活動実績として、論文執筆状況、学会発表状況、外部資金獲得状況、大学内の委員会活動状況、社会貢献状況について、看護学研究科独自の自己点検評価チェックシートを用いて点数化して、独自の活動の取組みを評価する。

2. 学生

- 1) 入学状況 課程別に入学定員の充足状況
- 2) 在籍状況 課程別に収容定員の充足状況
- 3) 修了状況 課程別に入学生に対する学位取得状況（取得までの在籍年限）

3. 授業科目等

- 1) 授業科目の開講状況、その年次に開講したかどうか・履修人数
- 2) 学生からの評価
半期ごとの科目別授業評価・教育・研究支援の評価、修了時のカリキュラム評価のヒアリングの回答内容
- 3) 設置時における留意事項への対応

4. 総括：上記1・2・3を通して総括的な評価を行う

看護学研究科自己点検評価委員会の点検・評価結果は、看護学研究科教授会で審議され、審議結果は、その後に大学全体の内部質保証委員会へ提出され審議される。その結果、助言や改善等のフィードバックが行われ、看護学研究科自己点検評価委員会、看護学研究科教授会、看護学研究科内の各委員会で検討がなされる。このように恒常的に継続して自己

点検・評価が実施され、課題にあわせて改善等の対策がとれる仕組みができています。

【資料 2 1】 兵庫医科大学 学部等自己点検・評価に係る内規

【資料 2 2】 兵庫医科大学内部質保証会議規程

【資料 2 3】 兵庫医科大学内部質保証の方針及び手続

【資料 2 4】 兵庫医科大学内部質保証評価会議に関する内規

15. 認証評価

本学は、公益財団法人大学基準協会による平成29（2017）年度大学評価（認証評価）の結果、大学基準に適合しているとし、平成30（2018）年4月から令和7（2025）年3月まで認定されている。次回の受審は公益財団法人日本高等教育評価機構で受審する。

<認証評価受審までのスケジュール>

令和5（2023）年7月 日本高等教育評価機構に受審申請
令和5（2023）年8月 認証評価対応組織を設置
令和5（2023）年9月 キックオフ会議
令和6（2024）年6月 報告書提出
令和6（2024）年11月5～7日 実地調査受審

各学部・学科のそれぞれの分野における教育評価機構等の外部機関により実施される分野別認定の結果も併せて、大学ホームページ上に公表する。

本学独自の自己点検・評価は、毎年、内部質保証会議、内部質保証評価会議を経て、自己点検・評価報告書をホームページ上に公表している。

・兵庫医科大学ホームページ／大学紹介／大学の取組み／点検・評価

<https://www.hyo-med.ac.jp/about/activity/assessment/>

認証評価を確実に受けることの証明

【資料 2 5】 大学機関別認証評価申請書 様式1・2

（公益財団法人 日本高等教育評価機構）

16. 情報の公表

大学院看護学研究科では、大学ホームページを活用して、情報を公表してきた。建学の精神をはじめ、理念、教育目的、カリキュラム、シラバス、学則、専任教員のプロフィール、研究テーマ、研究業績、認証評価報告書、大学の基本的な情報、学生数、教職員数、入試情報、就職及び財務に関する情報などを公表している。

さらに、学校教育法施行規則第172条の2に基づく情報についても、以下の大学ホームページに「情報の公表」のページを設け、公表している。

- ・兵庫医科大学ホームページ／看護学研究科
<https://www.hyo-med.ac.jp/faculty/graduate/science-nurse/>
- ・兵庫医科大学ホームページ／大学紹介／情報の公表
<https://www.hyo-med.ac.jp/about/information/>
- ・兵庫医科大学ホームページ／大学院修了要件・学位論文審査基準
<https://www.hyo-med.ac.jp/faculty/graduate/requirements/>

学位論文の大学による公表については、学位論文の要旨と論文審査結果の要旨を兵庫医科大学機関ディポジトリで公開する。学位論文は兵庫医科大学図書館において保管・閲覧を可能とする。

17. 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等

教員の資質の維持向上の方策

本学は、本学の理念、目的の実現に向け、ファカルティ・ディベロップメント（FD）及びスタッフ・ディベロップメント（SD）を積極的に推進するため、兵庫医科大学FD・SD推進室（以下「推進室」という。）を設置している。

（1） 組織的な研修等の実施体制（FD・SD）

推進室は個々の教員の教育力の向上、集団・組織としての教育力の向上、学部間・研究科間の相互理解力の向上、教員の研究力向上及び相互協力体制による研究力の向上及び教職員の大学運営に関する能力及び資質の向上を目的として、学内で開催されるFD・SD研修等

の情報を収集・管理し、新たな研修企画等に役立てている。具体的には、FD・SD推進室が毎年度、全教員（事務職の管理監督職を含む）を対象に開催する「全学FD・SDワークショップ」の企画・実施をはじめ、学部・研究科が独自で企画・開催する研修、管理運営に係るSD研修等について、年間実施計画、実施内容（実施日、テーマ、参加者等）の提出を求め、それらの情報を把握したうえ、関係会議等へ報告している。

各学部・研究科等が個々に開催する学外講師を招聘しての研修会、事務部門が実施する管理運営に必要な知識・能力の向上のためのSD研修なども、テーマに応じて学内Web上に公開し、より多くの教職員が参加できる状況にある。また、法人部門、兵庫医科大学及び附属病院が主催する医学・医療、管理運営に関わるFD・SD研修についても、部門、学部等を超えて共有すべきテーマは、法人内Web上に公開されることで各キャンパスからの教職員も参加できる。事務職員に関しては、全員が法人事務局に所属しており、新人研修、階層的研修の他、個々のスキルアップ、業務知識の向上を図るため、学内外での各種研修、講演会等への参加を研修・自己啓発活動状況として個人データベースに記録する制度も構築しており、対象イベントの開催は学内周知され、研修の機会を提供している。

【資料 26】兵庫医科大学FD・SD推進室規程

【資料 27】令和3（2021）年度～令和5（2023）年度FD・SD実施一覧 （看護学部・看護学研究科）

（2）大学院独自の研修等の実施体制（FD・SD）

本学は、「幅広い知識と豊かな人間性を持ち、社会とともに医療を担う医療専門職者を育成する」という教育理念に基づき、豊かな人間性とともに幅広い専門知識と優れた技術を備え、医療を通じて社会に貢献できる人材を世に送り出すことを使命としている。したがって、教育・研究水準の向上に組織的に取り組み、輩出する有資格者の能力・資質への責任を負うことが求められる。このような趣旨から、本学では自己点検・評価に加え、教育研究水準の向上や教育内容及び教授方法の改善を図るため、大学FD活動を基盤に組織的に大学院FD活動を推進している。

看護学研究科におけるFD活動は、研究力向上のための活動と教育力向上のための活動であり、大学院FD担当教員が企画し計画的に行う。

具体的には、研究科教員の研究力の向上を目的に、学内外及び国内外からの講師によるFDを最低年2回開催している。看護学研究における最近の動きとして、中範囲理論から状況特定理論、ケーススタディ方法論などの他、海外講師によるシミュレーション教育と研究に関する講義や、学内教員による英文投稿についてのFDなども開催している。

アデレード大学ジョアンナブリッグ研究所のレビュー方法論ワークショップに2023年度

はオンラインで希望者 6 名が参加しており、今後も継続的に参加の機会を設定する。

大学院 FD 活動は、看護学研究科担当教員を対象とし、加えて研究科担当教員以外の看護学部教員も対象とするとともに、博士後期課程の学生に対しても将来の教育者に向けてブレ FD として参加可能として実施する。